

令和6年度 低所得者支援給付金制度のご案内

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)

対象世帯(令和6年6月3日に飯塚市に住民票がある世帯)

- ・世帯全員が令和6年度住民税「非課税」又は、「均等割のみ課税者」で構成される世帯(令和6年度に住民税所得割が新たに非課税となった世帯)

△ 下に該当する方は支給対象となりません △

- ◆ 令和5年度非課税世帯等臨時特別給付金(7万円) または令和5年度均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円)を受給した世帯、または当該世帯の世帯主を含む世帯
※令和5年度、飯塚市から「住民税非課税世帯等(住民税均等割のみ課税世帯)に対する臨時特別給付金のご案内」を送付した支給対象世帯は、辞退・未申請を含め支給対象外となります。
- ◆ 他市区町村で令和5年度非課税世帯(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯(10万円) または本給付金と同等の給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯
- ◆ 住民税均等割が課税されている方から扶養されている扶養親族等のみで構成される世帯
- ◆ 世帯の中に住民税未申告者を含む世帯(※修正申告等を行った場合はコールセンターにご連絡ください。)

申請方法

- 世帯全員が、令和6年1月1日以前から飯塚市にお住まいの場合
対象世帯の世帯主に、令和6年6月下旬から案内通知(「支給のご案内」「支給要件確認書」)を順次発送しています。必要事項を記入し、返送してください。
- 世帯の中に、令和6年1月2日以降に飯塚市へ転入された方を含む場合
転入前の自治体に課税情報等を確認することができた世帯の世帯主あてに、令和6年7月下旬から案内通知を順次発送します。
※条件により転入前の自治体に照会ができない場合があります。支給対象となるにも関わらず上記の案内通知が届かない場合は、臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。
- 令和6年6月4日以降に修正申告等を行い支給対象世帯となった場合
令和6年6月4日以降に修正申告等を行い支給対象世帯となった場合は、こちらからの案内通知は届きません。ご本人からの申請が必要となりますので、臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

支給時期

令和6年7月下旬頃支給開始

※支給要件確認書を受領した日から3週間程度で支給(不備があった場合は遅れることがあります)

申請期限

令和6年9月10日(火)【消印有効】

低所得者子育て世帯への加算給付金(こども加算)(対象児童1人あたり5万円)

支給対象

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)の受給世帯のうち、基準日(令和6年6月3日)において同一世帯に、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯

支給方法

上記の住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円)支給時に「こども1人あたり5万円」を加算し支給

●お問合せ 飯塚市臨時特別給付金コールセンター

(☎ 0948-23-7870※受付時間 平日 9時～17時 FAX:0948-22-6356)